業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和4年5月27日開催 労働金庫業界]

1.「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた資金繰り支援の徹底等について

- 〇 4月26日に決定した政府の総合緊急対策を踏まえ、5月11日、資金繰り 支援の徹底等について改めて要請を行った。
- 〇 コロナの影響が長期化する中で、足下では、ウクライナ情勢等を受け、 世界規模で不確実性が高まっており、原油価格・物価高騰等の影響も懸念 される。
- 6月のボーナス返済を設定している顧客からの相談も見込まれることを 踏まえ、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズ に応じた返済猶予や条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行っていただくよう 改めてお願いしたい。

2. ウクライナ情勢に係る対応について

- 〇 現下のウクライナ情勢を踏まえ、国際的に様々な制裁措置が実施されており、我が国においても、資産凍結、輸出管理措置等の制裁措置が順次実施されている。
- こうした情勢や制裁措置は、ロシア以外の国の経済状況、金融市場や商品市場にも大きな影響を与えており、これらが与信先や金融機関の有価証券運用等に与える影響について注視し、適切なリスク管理を実施していただきたい。
- あわせて、顧客資産への影響については、例えばロシアの国債や株式等を 組み入れている公募投資信託の中には、投資家からの買付や売却の受付を停 止している商品もあると承知。

○ 顧客保護の観点から、商品を組成する資産運用会社等と連携を図りながら、 顧客への丁寧な説明や、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。

3. ウクライナ避難民の口座開設等について

- これまでも、外国人に対する金融サービスの利便性向上に向けて、様々な 取組みを実施されてきたものと承知。
- 来日したウクライナ避難民の方々に対して、出入国在留管理庁より、ウクライナ避難民であることの証明書が順次交付されている。避難民の方々への支援金の支給も順次行われているところ、この証明書を持つ方が金融機関窓口に来訪され、口座開設を希望されるケースが想定される。
- O 既に周知させていただいたとおり、ウクライナ避難民の方々の生活の利便性向上に向けて、この証明書を持つウクライナ避難民の方が口座開設を希望される場合には、円滑な口座開設手続きのために必要となる本人確認書類や手続内容、利用可能なサービスについて分かりやすく説明するなど、丁寧な顧客対応をお願いしたい。
 - (注) なお、この証明書は在留カード等を代替するものではなく、本人確認等の手続きについて は、従前どおり法令に基づき適切に実施する必要がある点に留意。
- また、例えばウクライナ避難民の方が在留カードを所持していない場合であっても、在留カードを申請中の場合には、口座開設を受け付け、合理的な期間内に本人確認を完了するなど、顧客に寄り添った柔軟な対応をお願いしたい。
- 加えて、ウクライナ避難民の方の口座への支援金の振込を受け付ける場合には、支援金を支給する自治体等と連携するなど、迅速に入金できるようお願いしたい。

4. 還付金詐欺の被害増加に係る要請について

- 〇 還付金詐欺の被害については、これまでも申し上げてきた通り、2021 年に入ってから大きく増加。
- 〇 これを受け、1月25日付で警察庁生活安全局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺の被害防止対策の推進について」を、3月7日付で警察庁刑事局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について」を協会宛に発出した。
- 各都道府県警察から協力体制の構築について、申出があった場合には積極 的に協力をいただくとともに、引き続き、還付金詐欺を始めとする特殊詐欺 被害の防止に向けた取組みを強化していただきたい。

5. ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

- 〇 3月25日、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」について閣議決定されており、基本計画を踏まえ、引き続き、貸付自粛制度の周知をお願いしたい。
- 基本計画のパブリックコメントにおいて、「インターネットバンキングに おける公営競技等に係る広告宣伝を抑止するべき。」との声が複数寄せられ た。
- 2021 年度に、公営競技の関係団体において「公営競技広告・宣伝指針」が 策定・公表されていることを踏まえ、公営競技のインターネット投票に関す るサービス提供を行う場合には、同指針を踏まえ、ギャンブル等依存症の抑 止のため、のめり込みを防止し節度を促す等、適切な対応をお願いしたい。

6. 個人信用情報センターにおける新たな情報交流の開始について

〇 5月6日に、全国銀行協会が運営する個人信用情報センター(「個信センター」)が、貸金業法上の2つの信用情報機関(JICC、CIC)との間において、新たな情報交流等を開始したと承知。

- 3機関間で、既契約分を含めた銀行カードローン債権及び貸金債権について情報交流が行われるとともに、これまで月次での登録とされていた銀行のカードローン債権情報の個信センターへの登録が、日次で行われることとなり、精度の高い信用情報により総債務の把握が行われることになると承知。
- 本取組みを通じて、引き続き、健全な消費者金融市場の形成に努めていた だきたい。

7. 公的年金シミュレーターについて

- 4月25日、厚生労働省が「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始した。これは、4月以降に送付された「ねんきん定期便」に記載の二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み取り、生年月日を入力するだけで、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールである。
- 顧客のライフプランやニーズに応じた商品提案を行うために、個々人の年金を「見える化」する、こうしたツールも有効になり得ると考えるので、活用を検討いただきたい。
- なお、顧客の資産形成に資するツールとしては、NISA、つみたて NISA や iDeCo のような税制優遇制度もある。こうしたものも、顧客のニーズに応じて提案をいただき、引き続き、顧客本位の業務運営に努めていただきたい。

8. 金融分野における個人情報保護ガイドライン等改正及びQ&Aを踏まえた 対応の徹底について

〇 個人情報保護法の改正を踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」などが一部改正され、改正法と同日の4月1日に施行された。

- これらを踏まえ、「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」(以下「Q&A」)を改正し、同日より適用している。
- これらの改正内容を踏まえ、引き続き、個人情報の適正な管理体制を整備 していただきたい。

9. 気候変動ガイダンスについて

- 4月25日に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案)の意見募集(パブリックコメント)を開始した。
- 〇 世界で脱炭素化の動きが加速し、企業が気候変動に関連する様々な環境変化に直面する中、顧客企業の気候変動対応への支援等を通じ、変化に強靭な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営につなげていただくことが重要。
- 本ガイダンスは、こうした取組みを後押しする観点から、
 - 顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する金融庁と各金融機関との対話の着眼点や
 - ・ 各金融機関における顧客企業の気候変動対応の支援の進め方などを示したもの。
- なお、本ガイダンスは、よりよい実務の構築に向けた金融庁と各金融機 関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、一律の対 応を義務付ける性質のものではない。
- 本ガイダンスを用いた対話の対象は銀行と保険会社であるが、協同組織 金融機関についても、顧客企業の気候変動対応への支援等の進め方には銀 行と共通する部分も多いと考えられるので、こうした取組みを進めるにあ たって本ガイダンスを活用いただきたい。

10. 経済安全保障推進法について

- 〇 5月11日、第208回通常国会にて経済安全保障推進法が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置されている。同制度では、金融を含む基幹インフラの事業者は、その重要設備の導入等に当たって事前審査が求められる。
- 対象事業者の指定基準や重要設備の範囲など制度の詳細については、今後、規制の対象を最小限にするという制度趣旨を念頭に、業界からのヒアリングを通じて、業務の実態を踏まえて検討される。
- なお、規制対象として、一般的には、中小規模の事業者は想定されてい ないことに留意されたい。

11. 最終化されたバーゼルⅢの国内実施について

- 最終化されたバーゼルⅢの実施に関して、4月28日に、まずは銀行業態 の改正自己資本比率告示を公布した。
- 労金業態に関する告示についても、実施時期を見据えながら、引き続き 公布に向けて準備を進めてまいりたい。

12. マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ) の一部改訂について

- 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問」 (「FAQ」)については、金融機関の方々から色々な質問が寄せられており、今 回、質問の多かった部分について考え方を明確に示すべく、FAQの改訂を検 討している。
- 〇 改訂予定の箇所は、
 - 金融機関等から分かりにくいとの指摘があった記載の修正や
 - 正しい理解を促すために説明や具体例を追加するもの、

となっている。

○ 5月中に、協会を通じて意見やコメントを募集する予定であり、率直な意 見や質問をいただきたい。

13. マネロンレポートの公表について

- 〇 マネロン等対策について、2022年3月末時点の金融庁所管事業者の対応 状況や金融庁の取組等をまとめた、「マネー・ローンダリング・テロ資金供 与・拡散金融対策の現状と課題」(通称マネロンレポート)を4月8日に金 融庁ウェブサイトに公表した。
- レポートに目を通していただき、金融庁の考えるリスクや確認された金融機関の事例等を考慮しつつ、引き続き、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されない金融システムを確保するため、態勢の強化に努めていただきたい。

14. 顧客本位の業務運営に関する取組の「見える化」について

- 4月1日、金融庁ウェブサイトにおいて、「『金融事業者リスト』に係る 今後の取扱いについて」を公表した。
- 金融事業者の取組方針については、FD 原則とほぼ同じ文言を踏襲している 事例や、抽象的な記載に止まっている事例など、自らの業務特性等を踏まえ ていない事例が見受けられた。
- 顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、単なるペーパーワークではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証する契機としていただきたい。
- 金融庁では、金融事業者におけるリスク性金融商品の販売動向のモニタリングや具体的な取組みに関する対話を実施し、必要に応じて把握した事項を公表する予定。

15. マイナンバーカードの取得と利活用の促進について

○ マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいている。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年5月 → 2022年5月)

交付枚数:約3,813万枚 →約5,577万枚

人口に対する交付枚数率:30.0% →44.0%

〇 3月に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する 関係府省庁会議」でデジタル庁より示された資料によれば、「協同組織金融 業」における取得率は51.0%であり、第1回調査から相応に上昇したものの、 全98業種で見ると97位となっている。

(参考1)第1回調査は2020年5月26日~6月4日に実施、「協同組織金融業」の取得率は24.5%であった。

(参考2)今回(2022年1月25日~2月4日)調査における「協同組織金融業」以外の取得率の 状況

全体の取得率:58.9%

補助的金融業等:62.4%(22位)

銀行業:60.9%(29位)

金融商品取引業・商品先物取引業:59.4%(40位)

賃金業、クレジットカード等非預金信用機関:56.4%(68位)

保険業(保険媒体代理業、保険サービス業を含む):54.5%(84位)

- これは他業種における取得率も同様に上昇したことによるものと考えられるが、今後、協力依頼を発出する予定であり、引き続き、マイナンバーカードの取得と利活用の促進に尽力いただきたい。
- デジタル庁の調査結果では、「協同組織金融業」においては、
 - カードの機能認知については他業種と比べても高くなっており、メリットの周知等は適切に行われていることが窺われる一方、
 - 取得していない理由として、「申請方法が面倒だから」との回答が他業種に比べて多くなっていることから

例えば、各金庫における従業員に対するカード申請支援や自治体による出張 申請受付の活用等の取組みが考えられる。

〇 政府としては、マイナポータルでの公金受取口座登録の受付を開始したと ともに、マイナポイント第2弾として、1人当たり最大2万円相当のポイン トを付与することとしており、こうした取組みも活用いただきたい。

(以 上)